

前橋市立荒子小学校

いじめ防止基本方針



令和8年4月

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、そうした事を防ぐために「いじめ防止対策推進法」が制定されている。「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、本いじめ防止基本方針を策定した。

「いじめ」は今日のように社会問題化する以前にもあったが、それは「弱いものいじめ」であり、それは恥ずべき事であるという考え方が児童の中にもあった。しかし、今日社会問題化している「いじめ」は、以前のものとは様相を異にしている。

例えば、「仲間はずれや無視・身体への直接攻撃・相手がいやがることをする、させる・ネットいじめ」等の複数の「いじめの形態」があること、「あらゆる子が対象である・一人を複数がいじめる・方法や手段が執拗で陰湿・観衆と傍観者がいる」等の「いじめの特徴」があること等、大変複雑で深刻な社会問題であると言える。

本校では「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」ということを児童に十分理解させるとともに、教職員が強い意識をもって、いじめに対しては毅然とした態度で指導に当たっていくものとする。

いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

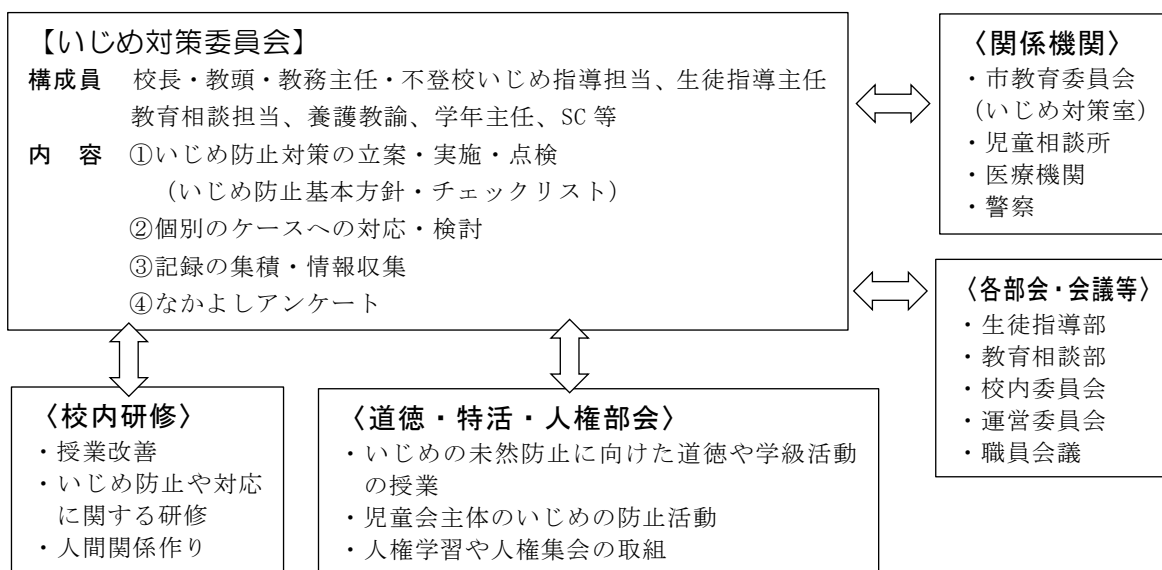
いじめの基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 基本方針

- ①いじめを許さない、いじめに負けない心情を育てるとともに、いじめを見逃さない雰囲気作りをする。
- ②一人一人の児童が自己有用感や自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、児童の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行う。
- ④いじめの早期解決のために、被害児童を守るとともに、加害児童には教育的配慮のもと指導し、必要に応じて関係機関や専門機関と連携して対応にあたる。
- ⑤学校と家庭、地域が組織的に連携、協働して対応する。

2 組織及び校内体制について



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

学校生活の中では、児童のトラブルは日常的であるが、そのトラブルがいじめへと発展しないように未然防止を図ることが大切である。「いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなり得る」ことを踏まえて、被害者を守るだけの未然防止だけでなく、加害者にさせない未然防止に全職員で取り組む必要がある。

- ① 児童が「安心感」「自己存在感」「満足感」を味わえるような場所や環境を準備し、いじめが起こりにくい土壌をつくる。
- ② 児童の「自己有用感」を高め、望ましい人間関係をつくることのできる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育成する。
- ③ 学校の指導体制を充実し、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、児童の健全な育成に取り組む体制をつくる。

(2) 具体的な取組

①学級経営の充実

- ・一人一人の児童のよさが発揮され、互いのよさを認め合う学級をつくる。
- ・あいさつの励行と望ましい言葉づかいができる集団をつくる。
- ・ルールや規範、学習習慣がきちんと守られる指導を行う。

②学習指導の充実

- ・児童が疑問や意見を安心して発言できる雰囲気をつくる。
- ・一人一人の考えを大切に授業を行う。
- ・友達同士で学び合うことで、学習する楽しさや喜びを味わえるようにする。
- ・生徒指導の3つの機能「自己決定」「共感的人間関係」「自己存在感」を活かした授業づくりに努める。

③人権教育の充実

- ・互いのよさを認め合える温かい学級、学校の雰囲気をつくる。
- ・人権教育の全体計画、年間指導計画をいじめの視点で見直し、改善を行う。
- ・人権学習週間における取組…人権集中学習、人権集会、人権標語づくり
- ・チェックリスト等を活用して、教職員の人権感覚を高める。（定期的実施する）

④道徳教育の充実

- ・道徳の授業において、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について、考えを深められるようにする。
- ・いじめ（情報モラルを含む）を題材とした学習を指導計画に位置づける。

⑤特別活動の充実

- ・学級活動でいじめ（ネットいじめを含む）を題材として取り上げ、いじめ防止に向けた具体的な取組を実践する。
- ・「いじめ防止宣言」や荒砥中地区のスローガンを受けて、代表委員会（児童会）で自校の取組について話し合い実践する。「いじめ防止宣言」やスローガンは常掲する。
- ・異学年交流や、自然や文化に親しむ集団活動を通して、互いを思いやり共に協力し合うなどの人間関係を築く。

⑥学校体制の充実

- ・校内研修を通して、全教職員でいじめ問題に対する共通理解を図る。
- ・児童の家庭環境や友人関係等の情報を共有し、組織的な支援ができるようにする
- ・養護教諭やスクールカウンセラー等と情報を共有する。

⑦校内研修での取組

- ・授業や休み時間等における教師と児童の言葉遣い、発言内容について、いじめに発展する事のないように、職員全体で共通理解を図る。
- ・児童の実態に応じて、道徳の授業や人権教育週間を中心に、いじめ防止についての活動が計画的に行えるように、年間計画の見直しを行う。
- ・人間関係づくりが行えるようにソーシャルスキルトレーニング等の研修を行う。

⑧学校・家庭・地域等の連携

- ・学校だよりやホームページで学校の様子を発信する。
- ・保護者や地域の人と、いじめ問題について話し合う機会を設ける。
- ・些細なことでも気になることがあったら、学校に連絡をするように依頼しておく。
- ・非行防止教室など未然防止の視点から、関係機関との連携を図る。

⑨児童の取組

- ・いじめ防止会議への参加やあいさつ運動、人権カレンダー、いじめ防止スローガンの作成など、代表委員会（児童会）を中心に、自主的な活動を行えるように支援する。

(3) 年間計画…別紙

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが大切である。

- ①遊びやふざけあいを装って行われたりする事を理解する
- ②児童のささやかな変化に気づく
- ③気づいた情報を確実に共有する
- ④情報に基づき速やかに対応する

(2) 具体的な取組

①いじめを発見する手立て

- ・授業中や休み時間、給食や掃除の時間等、日常の交流を通して、気になる児童の様子に目を配る。
- ・複数の教師が児童に関わることで児童の変化やいじめを発見する機会を多くする。
- ・運営委員会や職員会議、校内委員会等の様々な機会に、児童の情報交換の場を位置づける。
- ・「なかよしアンケート」を毎月実施し、記載内容については担任が分析するとともに、担当が全校の実態をまとめる。
- ・「なかよしアンケート」での児童の記入内容を参考に、必要に応じてアンケート内容の見直しを行う。
- ・教育相談を実施し、児童の変化を把握する。
- ・学級内の人間関係を捉えるためにC&Sを活用するなど、多角的な見方ができるように努める。

②いじめを訴えることの意義と周知

- ・いじめを訴えることの大切さを、日頃から指導する。
- ・担任だけでなく、スクールカウンセラーや話しやすい教職員に相談してよいことを周知する。
- ・関係機関の連絡先や相談方法を配付物やポスター等で周知する。

③保護者や地域との連携

- ・いじめ防止基本方針を学校通信やホームページで公開し、保護者や地域への周知を図る。
- ・保護者や地域の方からの訴えに耳を傾ける。
- ・サポート会議や学校運営協議会を活用して、情報収集や情報交換を行う。

5 いじめに対する対応

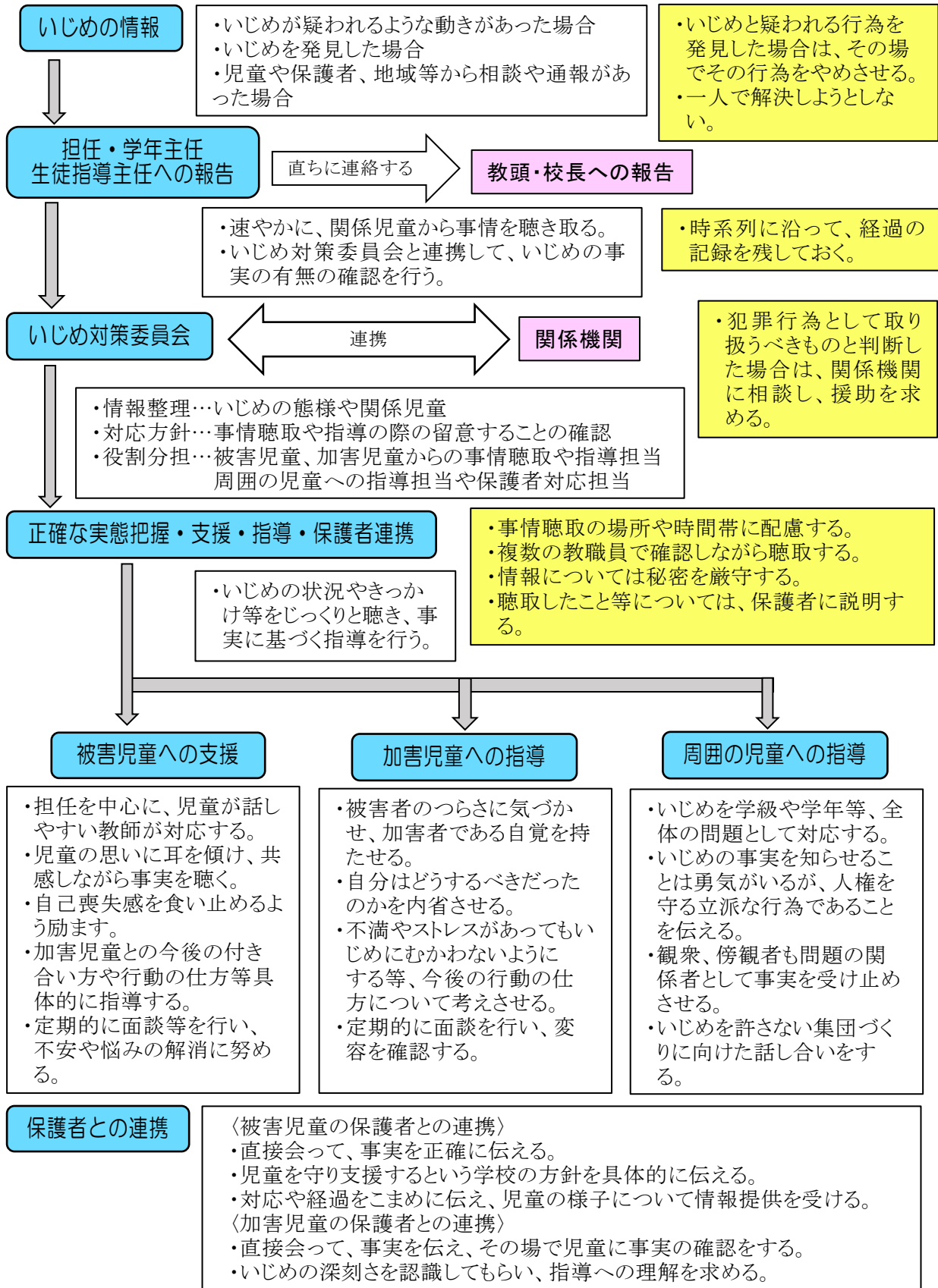
(1) 基本方針

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まないで、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。そして、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関等と連携して対応する。

(2) いじめ対策委員会（生徒指導主任、いじめ・不登校担当、学年主任）

- ・運営委員会や生徒指導部会を利用して情報交換を行う。
- ・必要に応じて招集し、対策を検討したり、関係機関と連絡を取り合ったりする。

(3) いじめが発生した場合の対応



経過観察

事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。経過観察中に、被害児童・加害児童等に変化が見られた場合は、管理職へ報告後、必要に応じていじめ対策委員会を開き検討する。

(3) ネットいじめへの対応

① ネットいじめとは

インターネットでの技術を悪用したいじめ全般で、具体的には、SNSやメッセージアプリ、ゲームアプリなど、インターネット上でのやり取りでの特定の人への中傷や侮辱などを目的に繰り返される行動のこと。

② ネットいじめの予防

- ・フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者の啓発を図る。
(家庭内のルール作成など)
- ・教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ・機会をとらえて、情報モラルに関する指導を行う。(警察や外部専門機関の活用)
- ・インターネット利用に関する職員研修を実施する。

③ ネットいじめへの対処

- ・被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。

(4) 重大事態発生の場合の対応

重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態発生

直ちに連絡する

市教委

市教委が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

市教委の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

学校に重大事態の調査組織を設置

- 「いじめ対策委員会」が調査の母体となる。
- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または、特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 事実にしっかりと向き合う姿勢を大切にする。
- すでに調査をしている場合も、調査資料の再分析や新たな調査を実施する。

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象である児童や保護者に説明をする。

調査結果を市教委に報告

- 希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

市教委が調査主体の場合

市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力